

茨城県医療施設スプリンクラー等緊急整備助成事業実施要綱

1 目的

スプリンクラー等防火施設整備については、火災が発生した際、被害の甚大化を防ぐために必要不可欠なものであるが、設置義務がかかっていない医療施設においては、設置率がきわめて低い。そのため、スプリンクラー等が設置されていない医療施設に対し、スプリンクラー等を整備するための支援を行い、防火対策を推進する。

2 事業実施主体

(ア) 市町村 (イ) 医療法人 (ウ) 社会福祉法人 (エ) その他知事が適当と認める者

3 補助対象施設

診療所、病院及び助産所のうち病床又は入所施設を有している棟

4 事業内容

(1) スプリンクラー施設整備 (パッケージ型自動消火設備及び消防法施行令 (昭和36年政令第37号) 第32条の規定によりスプリンクラー設備の代替設備として認められた設備を含む)

(2) 自動火災報知設備整備

5 交付対象

平成26年10月に公布された消防法施行令の一部を改正する政令 (平成26年政令第333号) 等により新たに4に掲げる整備を実施する義務の生じた施設、若しくは設置する義務は生じていないが、防災対策のために自主的に整備を実施する施設が、4に掲げる事業を行うものに対して交付するものとする。

付 則

この要綱は、平成26年3月28日から施行する。

付 則

この要綱は、平成27年4月1日から施行する。

付 則

この要綱は、平成28年4月1日から施行する。

付 則

この要綱は、令和元年7月8日から施行し、平成31年4月1日から適用する。